

# 「日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針（改訂版）」（案）

## のパブリックコメント実施結果について

意見募集期間 令和元年12月2日（月）から令和2年1月6日（月）まで

意見提出者 3名

提出意見数 11件

意見番号	項目	意見の内容	市の考え方
1	はじめに	新設校及び小学校増築について触れていますが、東小学校と梨の木小学校の学区を見直したことも、ここで書いておいた方がよいと思います。	ご指摘のとおり、追記します。
2	P 1 小中学校の現状	令和元年度の学級数（小学校188学級、中学校73学級）に対して、図2で示されている令和2年度の学級数（小学校194学級、中学校80学級）は現実味がないように感じられます。平成28年5月の資料ではなく、最新の推計値を用いて来年度及び少し先の学級数を書いた方がよいと思います。	現時点では、平成28年5月の推計資料が最新となります。実際の適正化の検討の際には、今後作成される推計結果を使用します。
3	P 3 学校規模が学校教育に影響する側面	学校規模が学校教育に影響する側面を学習・生徒指導と学校運営に分けて四角で囲って示されていますが、「保護者、地域との連携の効率性」については学校運営の方に入れた方が適切であると思います。	「保護者、地域との連携の効率性」については、地域の教育資源を生かした教育活動の展開や生活指導においての保護者や地域との連携を想定しているため、学習・生活指導の項目としています。

意見 番号	項目	意見の内容	市の考え方
4	P 4 適正規模の基準	<p>◎小学校の適正規模を18学級に</p> <p>学校教育法施行規則第41条によれば小中学校とも12学級以上18学級以下を標準としている。(P4)ところが本市では中学校は、施行規則に沿っているが小学校は24学級までを適正規模校としている。小学校も18学級までを適正規模とすべきである。もし小学校が24学級で中学校が18学級だとすると小中の進学にひずみが出る。本来、小学校2校から1中学校に進学し中学校が18学級になる。ところが小学校が24学級つまり1学年4クラスだと2校から1中学校に進学すると24クラスになってしまう矛盾がおきる。</p>	<p>従来から文部科学省では、25学級以上を大規模校としています。また、学校教育法施行規則第41条においては標準学級数が示されていますが、地域の実態その他の事情により弾力的なものとなっています。</p> <p>本市の児童生徒数については、将来的には減少に転じるものの、しばらく増加することが見込まれる地域がある実情を鑑み、学校規模の基準については変更を行わないこととしました。</p>
5	P 4 適正規模の基準	<p>◎大規模校を適正規模校にするプロセスを示せ</p> <p>適正規模とは『望ましい又は理想とする規模』(P4)としながら大規模校から適正規模校に『できる限りそれに近づけるようにめざす』(P4)手法が示されていないことは不十分と言わざるを得ない。教育は常に理想を目指すもの。市が初めから理想を放棄しているのは志が低すぎる。大規模校を適正規模に近づけるのか、そのプロセスを基本方針に記述すべきである。例えば学校の建設、増築に当たって19学級以上(施行規則を基準とする)の建設を認めず分離校を建設するなど明示してほしい。</p>	<p>大規模校への対応方法については、P6の「(2)大規模校・過大規模校への対応②」の記載のとおりとなります。将来的に児童生徒数の増加が見込まれ、過大規模校となることが予想される場合等については、過大規模校への対応に準拠した形で対応することになります。</p> <p>実際に適正化を図る際の手法については、日進市立小中学校適正規模等検討委員会での審議を経て決定していくこととなります。</p>

意見 番号	項目	意見の内容	市の考え方
6	P 4 適正規模の基準について、	<p>【参考】で示されている関係法令には「小学校及び中学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする」「適正な学校規模の条件として、学級数が概ね12学級から18学級までとし」とはっきりと書かれています。適正規模の基準を考える時には、小中ともに12学級から18学級を適正規模校とし、小学校の19学級から24学級については、例えば「準適正規模校」として表2に新たに枠をつくって書くことが適当であると考えます。何よりも適正規模を法令に沿う形で示すことは重要であると考えます。各規模の定義で適正規模校を「望ましいまたは理想とする規模」と示されていることから適正規模校については、小学校も12学級から18学級としていただきたいと考えます。その上で、本市の大きな特徴として児童数に対して小学校の数が少ないことから19学級以上の小学校は9校（今年度西小24学級、東小20学級、北小24学級、南小27学級、香久山小22学級、梨の木小20学級、赤池小23学級）あることを踏まえ、相応の教職員配置や十分な教育予算の確保をしないといけないと考えます。小学校の場合は24学級までが適正規模校だから、24学級までは大丈夫としてしまうのではなく、適正規模はあくまでも12学級から18学級であることがわかるよう基本方針に示して欲しいと考えます。</p>	<p>学校規模に関する関係法令等を踏まえることが重要であるとの考えから、今回の見直しでは関係法令を追記しています。これらの関係法令等を踏まえた上で、本市として基本方針の中で学校規模の基準を定めています。</p> <p>また、より良い教育を推進するためには、相応の教職員配置や十分な教育予算の確保が必要であると認識しています。</p>
7	P 5 適正配置への取組み方	<p>学区の見直し等により適正化を図るとありますが、「等」とは何を指すのでしょうか。具体的に示して欲しいです。「等」が差し示すものが明らかでないのなら、「等」は削除した方がよいと思います。</p>	<p>「就学学校の変更」の方策が含まれますが、表記としては等に留めています。</p>

意見 番号	項目	意見の内容	市の考え方
8	P 5 適正配置への取組み方 P 6 適正配置への具体的な進め方	小、中学校は教育の場だけでなく、地域の住民の生涯学習の場、地域福祉の拠点にもなり得る。 この観点からも子ども達が増える赤池小学区、香久山の区画整理を含む西中学区はさらなる増築、分離新設校を考えるべきである。 校舎、運動場は市民の物であることを忘れないで取り組んでください。	学校規模の適正化を図る手法として、増築や分離新設がありますが、あくまでも第一義的には学校施設としての考えに基づくこととなります。しかしながら、実際の施設設計の段階では、ご指摘のとおり今日の地域課題に対応する視点を考慮すべきであると考えます。
9	P 5 適正配置への取組み方 P 6 適正配置への具体的な進め方	日進北中学校は現在11学級で小規模校になっています。他の3中学校に比べて生徒数が少ないので、学区の見直しを行って適正化を図って欲しいと考えます。特に、日進西中学校は25学級で大規模校となっており、このアンバランスを是正するよう求めます。すなわち、学区検討部会を設置いただきたいと考えます。	今後の生徒数の推計結果を踏まえ、日進市立小中学校適正規模等検討委員会において適正化の検討を行っていくこととなります。
10	P 6 適正配置への具体的な進め方	◎学校建設用地の確保について記述を 今後の区画整理事業や大規模な住宅開発に当たって一定の基準で学校建設用地をはじめから指定、買収するなど計画的に取得することを方針に明記する。	本市では、区画整理事業や宅地開発等による人口増加が想定される地域もあるため、3年毎に児童生徒数を推計するなど人口推移の動向に注視しているところです。 学校建設用地の選定については、新たな学区の設定を含め学校の適正配置の観点等の諸条件を十分に検討し決定していくこととなります。
11	その他	日進市は10万都市を目指す方針を出す中で、区画整理等まだまだ人口が増えることは必至である。 全国的には少子化の流れの中で本市はまだまだ多子化の状況にある。 区画整理等で転入される市民を増やすのなら、子ども達の保育、教育を保障する事は本市の責務である。 国の基準もさることながら、本市はどうするのかを考えるべきだ。	将来を担う子どもたちのために、教育に関する各施策を効果的に展開、充実させていくことで、より良い教育を推進することは教育行政の責務であると考えます。